

件名	「私が、令和4年7月下旬から現在まで（令和4年10月31日まで）山梨県警察本部刑事企画課●●、●●、●●、捜査第一課●●、●●などに面談、TELなどで相談などした私に関する県本部に残る全記録（メモ、電子記録含む）又両課や松本署長野県警察本部（刑事企画課●●）や愛知県警察本部、名古屋地検、ぎふ地検や高山支部など公共団体や検察庁又内部でのやりとりなどに相談や問い合わせなどした私と直接話していなくても私に関する事で残っているあらゆる記録」の一部開示決定の件		
開示請求年月日	令和4年10月31日	実施機関の決定年月日	令和4年11月25日
実施機関（担当課）	山梨県警察本部	決定内容	一部開示決定
特定した保有個人情報	1 告訴等相談・申出簿（請求内容に係るもの） 2 電話収発用紙（請求内容に係るもの） 3 口頭受付用紙（請求内容に係るもの） 4 告訴・告発Bカード（請求内容に係るもの） 5 「説明資料（メモ）」と題する文書（請求内容に係るもの）		
不開示部分（争いになった部分のみ）		不開示理由	
① 告訴等相談・申出簿のうち、警察職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）		条例第16条第3号（第三者の個人情報）該当	
② 口頭受付用紙のうち、捜査方針の検討状況等が記載された部分		条例第16条第5号（公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報）該当	
③ 告訴・告発Bカードのうち、告訴の不受理判断にかかる具体的理由が記載された部分			
④ 「説明資料（メモ）」と題する文書のうち、告訴事件の相談に対する捜査内容、捜査状況、捜査方法の検討状況等			
審査請求年月日	令和5年1月14日 （同月18日受理）	諮問年月日	令和5年3月15日
答申年月日	令和6年3月26日	摘要	
争点	実施機関が不開示とした警察職員の氏名及び印影については、山梨県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第3号所定の不開示情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの）に該当するか。 同じく不開示とした犯罪捜査等に関する情報については、条例第16条第5号所定の不開示情報（公共安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報）に該当するか。 また、実施機関が保有個人情報一部開示決定通知書において開示対象文書の数を誤って記載したことについて、誤ったとされる文書が本当に対象外であるか。		
審議会の	1 審議会の結論 山梨県警察本部が令和4年11月25日付け捜一強第30号で審査請求人に対して行った保有個人情報一部開示決定処分については妥当である。 2 審議会の判断の理由 （1）警察職員の氏名 審議会が告訴等相談・申出簿（請求内容に係るもの）を確認したところ、当該文書は告訴等相談・申出簿及び告訴等相談・申出経過簿であり、不開示部分には、対応した警察職員の氏名のうち姓を除いた部分が記載されていた。 また、審議会が「説明資料（メモ）」と題する文書（請求内容に係るもの）を確認したところ、当該文書は審査請求人による告訴・告発の内容について実施機関内部の報告に用いるために作成された担当者の説明資料であり、不開示部分には、対応した警察職員の氏名のう		

ち姓を除いた部分が記載されていた。

当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第16条第3号に該当する。

なお、同号ただし書イ、ロ、ハにおいては、審査請求人以外の個人に関する情報であっても不開示とならない旨が規定されており、以下その点について検討する。

まず、同号ただし書イにおいては、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、不開示情報とならない旨が規定されている。これには、審査請求人が既に知り得ている情報や今後知り得る情報のみならず、既に公にされている情報が含まれる。実施機関では、警部又は同相当職以上の職員については氏名を公にしているものの、当該不開示部分に記載された警察職員は、そのいずれにも該当しておらず、氏名が公にされていない。また、審査請求人が会ったことがあり名前を記録していると主張する警察職員について、実施機関は、当該文書においてその姓の部分を開示している。これらのことから、当該不開示情報は、同号ただし書イに該当するとは認められない。

次に、同号ただし書ハにおいては、当該個人が公務員である場合、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は不開示情報とならない旨が規定されている。当該不開示部分は、警察職員の氏名の一部のみであり、同号ただし書ハに該当しないことは明らかである。

さらに、同号ただし書ロにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報とされているが、当該職員の氏名を開示することが、これに該当する特段の事情は認められない。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第3号に該当し、不開示が妥当である。

(2) 犯罪捜査等に係る手法や方針の検討内容

審議会が口頭受付用紙（請求内容に係るもの）を確認したところ、当該文書は担当警察職員が審査請求人との面前での口頭による会話内容を記録した記録書であり、実施機関が主張するとおり、不開示部分には、対応した警察職員の措置に係る所感が記載されていた。

これらの情報は、実施機関が主張するように、犯罪捜査等に係る手法及び方針の検討内容と認められる。

そのため、これらの情報を開示することとなると、実施機関の判断基準や着眼点が特定されてしまい、これにより、犯罪を企図等する者が、実施機関による犯罪捜査等を回避する手法を用いて犯罪を実行することが可能となってしまうことから、これらの情報は、実施機関の捜査に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第5号に該当し、不開示が妥当である。

(3) 告訴相談に関する警察の対応（捜査）手法、判断基準、着眼点等の犯罪捜査等に関する情報

審議会が告訴・告発Bカード（請求内容に係るもの）を確認したところ、当該文書は審査請求人による告訴・告発を不受理とする際に作成された文書であり、実施機関が主張するとおり、不開示部分には、審査請求人からの告訴・告発を不受理とする理由や措置のうち、実施機関において実施している捜査の状況や不受理としたことの判断、さらには実施機関における着眼点などが記載されていた。

また、審議会が「説明資料（メモ）」と題する文書（請求内容に係るもの）を確認したところ、同じく、実施機関が主張するとおり、不開示部分には、実施機関において実施している捜査の状況や不受理としたことの判断、さらには実施機関における着眼点などが記載されていた。

当該不開示情報は、実施機関において他の同種事件等における捜査等でも用いている情報であることから、これらの情報を開示することとなると、実施機関の捜査手法、判断基準、

着眼点が特定されてしまい、これにより、犯罪を企図等する者が、実施機関による犯罪捜査等を回避する手法を用いて犯罪を実行することが可能となってしまうことから、これらの情報は、実施機関の捜査に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第5号に該当し、不開示が妥当である。

(4) 開示対象文書の誤通知

審議会が当審議会事務局職員をして実施機関が保有している文書のうち、本件処分の対象となる文書を確認したところ、実施機関が主張するとおり、審査請求人が指定した期間内における対象文書は93枚であり、誤ったとされる3枚の文書については、審査請求人が指定した期間外に作成された文書であることを確認した。